

未払い残業代の実態とその取り扱い



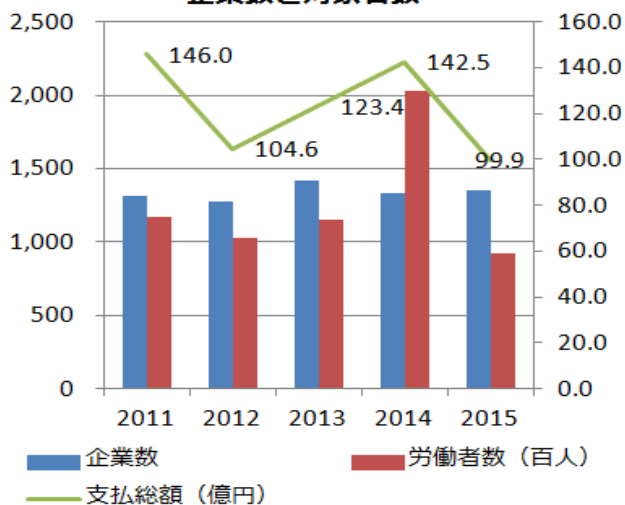
●未払い残業代100億円を9万人が受給

厚生労働省によると、2015年4月からの1年間の労働基準監督署の指導等で、不払残業代を100万円以上支払った企業は全国で1,348社。

総額99億9,423万円が、9万2,712人へ支払われています。1社での最高支払額は1億3,739万円（金融業）、ついで1億1,368万円（協同組合）でした。

未払残業代等を100万円以上支払った

企業数と対象者数



●受け取った従業員側の税金は？

未払い残業代を受け取る従業員側は、会社の支給方法により取り扱いが違ってきます。

過去の未払残業代の精算金として損害賠償的な意味合いで一時的に受け取った場合、賞与と同様“当期に支給額が決定した”と考えるため、今年の給与収入に加えられます。翌年住民税が増えますが、面倒な事務手続きは発生しません。

●過去の給与だと面倒なことにも…

過去の実労働時間に基づき、各年分の給与として支給されると、それぞれの年分の給与収入となり、大きな影響が！

会社側は、各年の年末調整計算を修正して源泉徴収票を出し直し、従業員の住所地の市区町村へ報告し直すこととなります。

従業員は、過年度の住民税を追加で払うことになります。ご主人の扶養に入っていた方が所得が増えて扶養から外れる、結果ご主人の所得税や住民税まで増えるなどの影響が考えられます。世帯所得で決まる保育料なども気になるところです。

なお社会保険料の計算上は、各年分の給与であっても賞与支給時と同様に扱われるのが一般的で、増収分だけ保険料負担は増えることに…。

●秘密の残業はこうやって発覚！

◆夜間の立入調査

ある金融機関は始業、終業時刻を手書きで記載させ、これに基づき残業時間を集計していました。労基署が夜間に立入検査（臨検）を実施したことで、終業時刻以降も社員が働いている実態が明らかになりました。

◆PCとメール履歴

時間外勤務申請書に基づき残業時間を集計していたが、PCのログやメールの送受信履歴の時刻などから実態と合わない指摘。

◆防犯カメラの映像で

ICカードの勤怠管理をしていた会社でも、防犯カメラの映像から退勤時刻よりあとに勤務していたことが発覚しています。



●ブラック企業の社名公表基準は厳しく

違法残業をさせた大企業（複数拠点が有り社会的に影響が大きい）は、企業名、長時間労働の実態などが公表され、厚生労働省のHPで公開されます。

◆公表基準（1年間で判定）は今年から厳しく！

- ①月80時間超（強化前は月100時間超）の残業をした従業員が10人以上か、2事業場の従業員の1/4以上を占めている
- ②過労死、過労自殺で労災支給決定された企業
- ③実態が①、②と同程度に重大悪質な企業

名古屋の運送会社が初の社名公表！

全体の2割を超える84人の運転手で、過労死リスクとされる月80時間を超える残業があり、愛知労働局が指摘。公表基準が厳しくなってから全国初の社名公表となりました。



●法人は支払った期の損金に！

未払い残業代の時効は2年。支払対象年が2年にまたがる場合がありますが、あくまで“支給した期”の損金として計上します。過去の残業代でも、支給額が確定した期の損金だという考え方です。

ちなみに、課税標準や税額計算の誤りでもないため、更正の請求の対象にもなりません。

●残業対策は経営課題！

労働人口が週に1万人消える超人手不足時代の到来で、中小企業は現有人材の流出防止のためにも、長時間労働をなくし、未払残業代が発生しない体制作りが求められます。勤怠管理の体制整備はもちろん、業務70-の見直しやIT活用で業務量を減らすなど、できることから経営改善したいものです。